平成２２年（フ）第７６２号
大阪府岸和田市上野町東１番29―102号
債務者　高草　麻紀
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７６３号
大阪府貝塚市畠中１丁目７番45―502号、前住所大阪府和泉市池上町295番地メリーヤード泉210
債務者　西山　弘幸
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７６４号
大阪府泉南市信達牧野780番地の１
債務者　湯浅スミ子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７６７号
大阪府阪南市自然田798番地の４
債務者　山根　幸代
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７６８号
大阪府阪南市自然田798番地の４
債務者　山根　澄子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７６９号
大阪府和泉市伯太町１丁目７番12―101号
債務者　松本　直美（旧姓大田）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７７２号
大阪府泉佐野市葵町３丁目４番17号
債務者　伊納　妙子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７７５号
大阪府岸和田市春木旭町30番15号、前住所大阪府岸和田市摩湯町1062番地の２
債務者　杉本　裕也
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第７９０号
大阪府泉南郡熊取町桜が丘２丁目１番４号、前住所大阪府泉南郡熊取町桜が丘２丁目25番11号
債務者　仲　　洋一
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
長崎県長崎市本河内４丁目2384番地
債務者　田森こずえ
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
熊本県八代市植柳下町1155番地３
債務者　山崎　理範
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２０７号
愛知県田原市小塩津町東瀬古28番地１
債務者　中村　二郎
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２０８号
愛知県田原市小塩津町東瀬古28番地１
債務者　中村　　益
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２０９号
愛知県田原市六連町神ノ釜９番地３　福寿園、従前の住所愛知県田原市小塩津町東瀬古28番地１
債務者　中村きくゑ
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１７４号
山口県宇部市大字妻崎開作2014番地13、旧住所山口県山陽小野田市大字埴生1378番地３
債務者　多谷八重子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月25日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１２０号
宮城県東松島市矢本字上河戸293番地２
債務者　奥田　知子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
宮城県石巻市塩富町１丁目６番36号
債務者　狩野　裕香
1　決定年月日時　平成22年９月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係